



事業者向け支援



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者の皆さんを支援するため、さまざまな支援制度の情報を、随時、ホームページでお知らせしています。(https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/shoukou/21953.html)

給付金・支援金	売上が50%以上減少した	持続化給付金	特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となるよう事業全般に広く使える給付金を給付。 対象 中小法人、個人事業者等	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 IP電話専用回線 ☎03-6831-0613
	町内で事業を行う小規模事業者のみなさんへの支援	府中町小規模事業者支援金	令和2年1月1日時点で事業を行っており、広島県感染拡大防止協力支援金の受給対象ではない町内の小規模事業者等に、一律5万円を支給。 ※小規模事業者とは、従業員数が【商業・サービス業】5人以下、【製造業・その他】20人以下の法人・個人事業者。 ※個人の場合は、上記に加えて令和元年中の総収入のうち事業収入が半分を超えていること。 ◆詳しくはホームページ、または申請書類で。 申請方法 電子申請または郵送 申請書記布場所 役場、南交流センター、つばき館（イオンモール広島府中内）、府中町商工会 申請期限 8月31日(月)	自治振興課 商工観光係 ☎286-3128
助成金	従業員を休業させた	雇用調整助成金	事業活動縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成。	広島労働局 ☎502-7832
	子どもがいる従業員に有給休暇を取得させた	小学校休業等対応助成金	2月27日～9月30日の間に、小学校臨時休業等で子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に支給。	学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999
融資制度	売上が減少した	セーフティネット、危機関連保証に必要な認定	一定割合以上売上が減少していることを町が認定。（利子無担保の融資などを受ける際に必要） ※窓口ワンストップ化のため、金融機関からの代理申請が原則。まずは取引先金融機関、または近くの金融機関に相談を。	自治振興課 商工観光係 ☎286-3128
	国・県の融資制度		収入条件を満たす場合、無担保、当初3年間で実質的に無利子となる融資制度。 ①広島県県費預託融資制度②日本政策金融公庫の融資制度 ③商工中金の危機対応融資 ※個人事業主の人は、社会福祉協議会が窓口となっている個人向け緊急小口資金（5ページに記載）なども利用できます。	①お近くの金融機関へ ②日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505 ③商工中金広島支店 ☎248-1151



個人・事業者向け支援（共通）

徴収猶予	税金などの納付に困っている	町税の徴収猶予	休業などにより収入が著しく減少（前年同期比▲20%以上減少等）し、一時的に納税が難しいときは、納期限から1年間徴収猶予。 ※国税（所得税など）について 海田税務署☎823-2131	債権管理課 ☎286-3133 税務課収納係 ☎286-3142
------	---------------	---------	---	---

府中町新型コロナ支援制度案内窓口

相談内容に応じて【各種個人向け支援制度】の申請窓口などをご案内します。【開設時間】（平日）午前9時～午後5時



080-1921-7663



080-1921-8056

府中町こころの悩み相談窓口

電話・来庁での相談を受け付けています。（来庁相談の場合はできるだけ予約をお願いします）

【開設時間】（平日）午前9時～正午、午後1時～4時30分

健康推進課保健予防係（福寿館）



286-3257

福祉課障害者福祉係



286-3161

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている 町民・事業者の皆さんへの主な支援一覧



個人向け支援 ※詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

助成金・給付金等	すべてのみなさん	特別定額給付金	4月27日現在、府中町の住民基本台帳に登録されている人に、1人10万円を給付。 申請期限 8月17日(月) ※各世帯に5月中旬に申請書を送付しています。	府中町特別定額給付金事務局 ☎283-2115
	病気、離職、休業等で仕事ができなくなった	傷病手当(雇用保険)	失業保険の受給資格がある人が、病気やけがなどにより15日以上続けて就労することが困難な場合に支給。	ハローワーク広島東 ☎264-8609
		傷病手当金(健康保険等)	新型コロナウイルス感染症に感染した場合、または発熱などの症状があり感染が疑われたことにより、会社などを休み、十分な給与などが受けられない場合に支給。 ※右記以外の健康保険に加入されている場合は、加入中の健康保険組合等へお問い合わせください。	国民健康保険加入者は 保険年金課国民健康保険係 ☎286-3236 後期高齢者医療保険加入者は 保険年金課年金福祉医療係 ☎286-3154
	収入減による住まいの不安	住居確保給付金(家賃)	休業などに伴う収入減少により、離職などと同程度の状況で住居を失うおそれがある人に、一定期間家賃相当額を給付。(条件あり)	福祉課 生活福祉係 ☎286-3159
	収入減により就学のための費用負担が重い	小中学校児童生徒への就学援助	学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、医療費などを支給。(条件あり)	学校教育課 児童生徒係 ☎286-3271
	学校の臨時休業等により子どもの世話のため仕事ができなかった	小学校休業等対応支援金	個人で仕事をする人が、子どもの世話のため仕事ができなくなった場合に支給。 ※雇用されている人は、事業主向けに助成金制度あり。	学校等休業助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999
	ひとり親世帯への支援	ひとり親世帯への臨時特別給付金	①児童扶養手当の支給を受けている、または公的年金を受けているため児童扶養手当を受けていない世帯 ②直近収入が①の対象水準まで下がった世帯 ③①の対象者で直近収入が②の世帯に次の額を給付。 給付額 ①②1世帯5万円※第2子以降は1人につき3万円。 ③1世帯5万円(追加給付)	子育て支援課 こども家庭係 ☎286-3163
保険料等	大学等での修学の継続支援	学生等への学びの継続支援給付金	日本学生支援機構から「学生支援緊急給付金」の給付を受けた学生等に1人3万円を給付。(条件あり)	福祉課地域福祉係 ☎286-3162
	妊娠している人への支援	妊婦特別定額給付金	4月28日～12月31日の間に出産、または出産予定の妊婦に、1人5万円を給付。(条件あり) ※7月31日(金)までに妊娠届出書の提出が必要。	子育て支援課 母子保健係 ☎286-3258
	保険料などの納付に困っている	後期高齢者医療保険料の減免	主たる生計維持者の収入が前年比30%以上の減収が見込まれる世帯などに対する減免。(分割納付の相談も受け付けています) ◆7月に送付する通知書に案内を同封します。	保険年金課 年金福祉医療係 ☎286-3154
		第1号介護保険料の減免		高齢介護課 介護保険係 ☎286-3235
		国民健康保険税の減免	主たる生計維持者の収入が前年比30%以上の減収が見込まれる世帯などに対する減免。(条件あり) ◆7月に送付する納税通知書に案内を同封します。	税務課 国民健康保険税係 ☎286-3144
		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が著しく減少するなど、支払いが困難になった人に対する支払いの免除または納付猶予。	保険年金課 年金福祉医療係 ☎286-3154
		水道・下水道料金支払い期限の猶予等	収入が大幅に減少するなど、支払いが困難になった場合の支払い期限の猶予などの相談。	広島市水道局芸芸営業所 ☎821-4949
	貸付	貸付		
	一時的な支援が必要	緊急小口資金・総合支援資金(生活費)	失業などにより、緊急かつ一時的に生計維持のための資金が必要な世帯へ、無利子で生活費の貸付を実施。(条件あり) ※相談は要予約。	府中町社会福祉協議会 ☎285-7278